

新型インフルエンザワクチン接種について

— その 2 (接種開始日が変わります) —

国見町

「新型インフルエンザワクチン接種について」の第1報は、11月13日付で各戸配布していますが、その後、国・県から接種スケジュールの見直しや、実際の接種時の詳細で追加事項等ありましたので、その2(第2報)としてお知らせいたします。なお、接種までの流れや優先接種対象者の接種費用と費用助成、実施医療機関等については第1報にて、お知らせいたしておりますが、ご不明な点は町相談窓口(裏面)までお問い合わせ願います。

優先接種対象者と具体的スケジュールについて

優先接種対象者と県が新たに11月18日付で示したスケジュールについては下表のとおりです。スケジュールについては状況により変更の可能性も考えられます。また、予約開始は目安ですので各医療機関にお問い合わせください。

なお、基礎疾患を有する1歳～小学校3年生に相当する年齢の方と、基礎疾患を有する小学校4年生～中学校3年生に相当する年齢の方については、接種開始が11月16日から前倒されました。詳細はかかりつけ医等にご確認ください。

⇨ 順次生産されるワクチンを国・県が調整しながら各医療機関に供給しているため、医療機関におけるワクチン量に制限があり、現在、接種を希望されても実際の接種に期間を要する状況が見受けられます。ご理解願います。

優先接種対象者		優先接種対象者であることの確認書類	予約開始の目安	接種開始
①	妊 婦	・母子健康手帳	11月9日～	11月16日～
②	基礎疾患を有する方 (*1参照)	最優先接種の基準に該当する方	11月9日～	11月16日～ (11月6日～入院患者等から前倒で接種開始)
		その他	11月16日～	12月1日～ (予定)
③	幼児(1歳*～就学前) ※:接種時点での年齢	・母子健康手帳または 被保険者証など年齢を確認できる書類	12月1日～	12月7日～ (予定)
④	小学低学年(小学1年生～小学3年生)			
⑤	1歳未満児*の保護者◇ ※:接種時点での年齢 ◇:常時世話をしている同居家族	・母子健康手帳 ・被保険者証または住民票など1歳未満の小児と同一世帯を確認できる書類	12月21日～	1月4日～ (予定)
⑥	優先接種対象者のうち身体的理由で接種できない方の保護者◇ ◇:常時世話をしている同居家族	・優先接種対象者証明書 ・被保険者証または住民票など対象者と同一世帯を確認できる書類		
⑦	小学高学年(小学4年生～小学6年生)	・被保険者証、学生証または住民票など、年齢を確認できる書類	12月21日～	1月4日～ (予定)
⑧	中学生に相当する年齢の方	・被保険者証、学生証または住民票など、年齢を確認できる書類	1月上旬～	1月中旬～ (予定)
⑨	高校生に相当する年齢の方			
⑩	健康な高齢者(65歳以上*の方) ※:接種時点での年齢	・被保険者証、運転免許証または住民票など、年齢を確認できる書類	1月上旬～	2月後半～(予定) ※輸入ワクチンの場合には1月～

*1:「基礎疾患を有する方」については、特に重症化のリスクが高い方々として一定の基準に該当すると医師が判断した方々です。

11月13日付第1報の「優先接種対象者の接種費用と費用助成について」でご案内したとおり、市町村民税非課税世帯の方のうち、年齢から確実に対象者と判断できる、上記表の③④⑦⑧⑨⑩の方には、費用助成に必要な「証明書」を接種開始約2週間前にお送りいたします。(③④は送付済です。)以外の市町村民税非課税世帯の①②⑤⑥の方や平成21年1月2日以降転入者(かつ市町村民税非課税世帯の優先接種対象者)の方等は、費用助成に必要な「証明書」について保健福祉課窓口での手続きが必要です。市町村民税非課税世帯でない方は「証明書」に関する手続きは特に必要ありません。

＝裏面もご覧ください＝

その他修正・追加事項

- 接種回数については、現在のところ高校生以下の年齢は2回、それ以外は原則1回ですが、国が検討中で今後変更になる可能性もあります。詳しくは、接種を受ける時点でご確認ください。
- 接種時に記入する「予診票」は実施医療機関に準備してあります。
(なお、16歳未満は原則保護者同伴ですが、中学生に相当する年齢の方が保護者同伴が困難な場合は、接種前に保健福祉課までお問合せください。保護者が予め署名し、本人が医療機関に持参する書類が必要になります。)
⇒[書類のダウンロードはこちらから](#)

【厚生労働省ホームページ 「新型インフルエンザワクチン Q&A/11月17日更新版」 より抜粋】

Q 新型インフルエンザに感染した人でも、新型インフルエンザワクチンの接種が必要ですか？

A 基本的に、新型インフルエンザに既に感染した方については、免疫が獲得されているためワクチンの接種を受ける必要はないと考えられます。専門の検査(PCR検査等)で新型インフルエンザに感染が確定した方はワクチン接種は必要ありません。本年の夏以降A型のインフルエンザと診断された方は、医師と相談し接種について判断してください。

“県は11月18日付で、インフルエンザ流行警報を発令しました。”

県内80の定点医療機関から報告される1週間の患者数が、2,616人(1定点医療機関あたり32.70)となったことによります。(警報レベルは1定点医療機関あたり30を超えると発令されます。)

報告の多くが新型インフルエンザ患者であると推察され、今後さらに流行が拡大する可能性があり、患者数増加に伴いインフルエンザ脳症の増加も危惧されます。より一層の感染予防等、注意が必要です。

(以下、県通知「インフルエンザ流行警報の発令について」より)

～ 県民の皆様へ ～

- こまめな手洗い、うがいを徹底しましょう。
- 感染をひろげないために、咳などの症状がある場合は、マスクを着用するなど「せきエチケット」を守りましょう。
- 症状がでた場合には、無理して出社や登校をせずに、休みましょう。
- インフルエンザにかかったら、症状が始まった日の翌日から7日間は自宅で療養しましょう。
- 受診する時は、かかりつけ医や身近な医療機関に、事前に電話をした上で受診しましょう。受診する際には、必ずマスクを着用しましょう。
- 患者が多くなった場合、夜間・休日の救急外来の医療確保のためできるだけ平日の診療時間内の受診をお願いします。
- 症状がないにもかかわらず、念のための検査目的での外来受診は控えてください。
- 軽症の場合は必ずしも通院する必要はありませんが、呼吸困難、嘔吐、意識がもうろうとしているなど重症化の兆候が見られた場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 新型インフルエンザのワクチン接種は、重症化の防止を目的としており、感染防止の効果は保証されていないため、接種した場合でも引き続き、手洗いなど感染防止対策を心がけましょう。
- ワクチンの量は限りがあるため、妊娠中や基礎疾患をお持ちの方等重症化のリスクが高い方々に優先的に接種することとされており、公表した接種スケジュールに沿って順次行っていきますので、御理解をお願いします。

【新型インフルエンザに関する相談窓口】

●福島県新型インフルエンザ相談窓口 (平日 8:30~17:30)

県北保健福祉事務所 電話 024-534-4108 FAX 024-534-4162
県庁医療看護課 電話 024-521-7995 FAX 024-521-2191

●国見町 相談窓口 (平日 8:30~17:15)

保健福祉課 保健係 電話 024-585-2783

●関連ホームページ

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>

福島県 <http://www.pref.fukushima.jp>

国見町 <http://www.town.kunimi.fukushima.jp/>

新型インフルエンザに関する情報

注目情報 新型インフルエンザ関連情報

新型インフルエンザ情報